



令和5年度(2023年度)

食の安全・安心に関して講じた
施策等に関する報告

令和6年(2024年) 6月

北 海 道

はじめに

食は、私たちの「いのち」と「暮らし」を支える源であり、この食の安全を確保することは、健康で豊かな社会生活を実現する上で不可欠なものです。

一方、食中毒事件や食品の不適正表示、食品への異物混入といった食品の安全・安心に関する信頼を揺るがす事案は依然として発生しており、道民の皆様の食の安全・安心に対する関心は高くなっています。

このような中、生産者や食品事業者が安全で安心な食品の生産、供給に努めることはもとより、消費者の方々が自ら食に対する理解を深めるなど、消費者と生産者、食品事業者の各々が食に関する信頼関係を築いていくことが求められています。

道では、食の安全・安心を確保する決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与するため、平成17年(2005年)3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定しています。

この条例に基づき、平成31年(2019年)3月に、平成31年度から令和5年度(2019~2023年度)を計画期間とする「第4次北海道食の安全・安心基本計画」を策定し、この計画に掲げる施策ごとの目標の達成に向け、道民との協働を基本としながら、食の安全・安心に関する各種の施策を総合的かつ計画的に進めました。

この報告書は、道が令和5年度(2023年度)に食の安全・安心に関して講じた施策等について、本条例第8条の規定に基づき、報告を行うものです。

なお、社会情勢の変化を勘案するとともに、道民の方々からの意見を伺いながら、令和6年(2024年)3月に、令和6~10年度(2024~2028年度)の5年間を計画期間とする「第5次北海道食の安全・安心基本計画」を策定し、各種施策を推進しています。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進 | |
| 1 情報の提供 | 1 |
| 2 食品等の検査及び監視 | 3 |
| 3 人材の育成 | 6 |
| 4 研究開発の推進 | 8 |
| 5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等 | 11 |
| 第2 安全で安心な食品の生産及び供給 | |
| 1 食品の衛生管理の推進 | 14 |
| 2 農産物等の安全及び安心の確保 | |
| (1) クリーン農業及び有機農業の推進 | |
| ア クリーン農業の推進 | 16 |
| イ 有機農業の推進 | 19 |
| (2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止 | 21 |
| (3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止 | 23 |
| 3 水産物の安全及び安心の確保 | |
| (1) 生鮮水産物の鮮度の保持 | 26 |
| (2) 貝類の安全確保 | 27 |
| 4 生産資材の適正な使用等 | |
| (1) 農薬の適正な使用等 | 28 |
| (2) 動物用医薬品の適正な使用等 | 29 |
| (3) 飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保 | 30 |
| 5 生産に係る環境の保全 | |
| (1) 農用地の土壤汚染の防止 | 32 |
| (2) 水域環境の保全 | 33 |
| (3) 地下水の汚染の防止 | 34 |
| 第3 道民から信頼される表示及び認証の推進 | |
| 1 適正な食品の表示の促進等 | |
| (1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進 | 35 |
| (2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進 | 37 |
| 2 道産食品の認証制度の推進 | 38 |
| 第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等 | |
| 1 情報及び意見の交換等 | 40 |
| 2 食育及び地産地消の推進 | |
| (1) 食育の推進 | 41 |
| (2) 地産地消の推進 | 43 |
| 3 道民からの申出 | 47 |
| 参 考 | |
| 「第4次北海道食の安全・安心基本計画」における指標の状況 | 48 |
| 資 料 | |
| 北海道食の安全・安心条例 | 53 |
| 北海道食の安全・安心条例の概要 | 59 |
| 第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要図 | 60 |
| 第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要 | 61 |